

2026年2月4日

各 位

会 社 名 : 株式会社パリミキホールディングス
代 表 者 名 : 代表取締役社長 澤田 将広
(コード番号: 7455 東証スタンダード)
問い合わせ先 : 執行役員CFO 柳沼 雅紀
(TEL. 03-6432-0732)

株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ

当社は、2025年12月26日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2026年1月23日を基準日と定め、2026年3月上旬に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する予定である旨のお知らせをいたしました。

本臨時株主総会につき、当社は、本日付の取締役会決議により、下記のとおり、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会に株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款一部変更を付議する旨を決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026年3月6日から2026年3月29日まで整理銘柄に指定された後、2026年3月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

I. 本臨時株主総会の開催日及び場所

- 開催日時 2026年3月6日（金曜日）午後1時
- 開催場所 東京都港区高輪四丁目10番18号 京急第1ビル 4階
TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川高輪口 ホール4A

II. 本臨時株主総会の付議議案

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件

III. 株式併合について

1. 株式併合の目的及び理由

当社が2025年11月12日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）においてお知らせしましたとおり、株式会社ルネット（以下「公開買付者」といいます。）は、当社株式の全て（但し、本新株予約権（注1）の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式の全て、並びに当社の代表取締役会長である多根幹雄氏（以下「多根幹雄氏」といいます。）、多根幹雄氏の親族である多根伸彦氏（以下「多根伸彦氏」といいます。）及び多根幹雄氏の親族である多根嘉宏氏（以下「多根嘉宏氏」といいます。また、多根幹雄氏、多根伸彦氏及び多根嘉宏氏を総称して、以下「本不応募合意株主」といへ、公開買付者及び本不応募合意株主を総称して、以下「公開買付者ら」といいます。）が所有する当社株式の全て（本信託株式（注2）を含み、以下「本不応募合意株式」といいます。）を除きます。）

及び本新株予約権の全てを取得することにより当社を完全子会社化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2025年11月13日から2025年12月25日までの30営業日を公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）とする当社株式及び本新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。

そして、当社が2025年12月26日に公表した「支配株主である株式会社ルネットによる当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、公開買付者は、2025年11月13日から2025年12月25日まで本公開買付けを実施し、その結果、2026年1月6日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式42,628,323株（所有割合（注3）：73.20%）を所有するに至りました。

（注1） 「本新株予約権」とは、以下①乃至④の新株予約権を総称していいます。

- ① 2020年9月1日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年9月2日から2030年9月1日まで）
- ② 2022年5月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年5月14日から2032年5月13日まで）
- ③ 2023年5月12日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年5月13日から2033年5月12日まで）
- ④ 2023年5月12日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年5月13日から2033年5月12日まで）

（注2） 「本信託株式」とは、多根伸彦氏がLGTウェルスマネジメント信託株式会社との間で締結した2022年5月13日付管理型信託契約に基づき所有する当社株式277,500株と、多根嘉宏氏が株式会社SMB C信託銀行との間で締結した2019年2月27日付管理有価証券信託契約書に基づき所有する当社株式1,121,800株を総称していいます。

（注3） 「所有割合」とは、当社が2025年11月12日に公表した「2026年3月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の当社株式の発行済株式総数（56,599,774株）に、2025年9月30日以降2025年11月12日までに行使された新株予約権の合計である2,516個（第5回新株予約権996個及び第7回新株予約権1,520個）の目的となる当社株式数（251,600株）及び2025年11月12日現在残存しており行使可能な新株予約権の合計である13,904個（第5回新株予約権4,704個、第7回新株予約権7,480個、第8回新株予約権500個、及び第9回新株予約権1,220個）の目的となる当社株式数1,390,400株を加算した株式数（58,241,774株）から、当社決算短信に記載された2025年9月30日現在の当社が所有する自己株式数（8,374株）を控除した株式数（58,233,400株）に対する割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。）。

本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、当社は、2025年3月中旬に、公開買付者から当社の企業価値向上に向けた様々な資本戦略に係る検討を本格的に開始する旨の共有を受け、その後、2025年7月15日に、公開買付者が、当社のマネジメント・バイアウト（MBO）（注4）を行うことを提案するとともに、本取引について本格的に検討するため、当社に対してデュー・ディリジェンスを実施したい旨の初期的提案書の提出を受けました。そのため、当社は、2025年7月25日開催の当社取締役会において、本取引に関し、当社取締役会の意思決定における恣意性及び利益相反のお

それを排除し、その公正性を担保するための措置の一環として、公開買付者及び本不応募合意株主並びに当社グループ（注5）から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして、ロタンダコンサルティング株式会社（以下「ロタンダコンサルティング」といいます。）並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてマクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社（以下「マクサス・コーポレートアドバイザリー」といいます。）を、公開買付者ら及び当社グループから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）をそれぞれ選任し、西村あさひから受けた本取引に関する意思決定等に係る留意点等についての法的助言を踏まえ、公開買付者らから独立した立場で、当社グループの企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始しました。

（注4） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

（注5） 「当社グループ」とは、当社並びに公開買付者、連結子会社30社、非連結子会社2社及び関連会社1社を総称していいます。

さらに、当社は、本取引がマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、構造的な利益相反の問題が存在するため、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025年7月25日開催の当社取締役会決議において、公開買付者ら及び当社のいずれからも独立した、当社の独立役員2名及び社外有識者1名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築する旨を決議しました。

その後、本特別委員会は、公開買付者ら及び当社グループからの独立性及び専門性に問題ないことを確認のうえ、当社がリーガル・アドバイザーとして西村あさひを、ファイナンシャル・アドバイザーとしてロタンダコンサルティングを、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてマクサス・コーポレートアドバイザリーを選任することをそれぞれ承認しました。また、本特別委員会は、本特別委員会としての独立性及び公正性を更に確実なものとするため、本特別委員会の独自のリーガル・アドバイザーとして日比谷中田法律事務所（以下「日比谷中田」といいます。）を、第三者算定機関としてAGS FAS株式会社（以下「AGS FAS」といいます。）を選任しています。

なお、本特別委員会の委員の構成、具体的な委嘱事項、付与された権限、検討の経緯及び判断内容等については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（3）本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

上記体制の下、当社は、公開買付価格を含む本取引の条件等に関する交渉方針について意見や指示を受ける等、公開買付者らとの交渉上重要な局面において本特別委員会より意見、指示及び要請を受けるとともに、ロタンダコンサルティング、マクサス・コーポレートアドバイザリー及び西村あさひの助言を受けながら、初期的提案書に記載された本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が当社グループに与える影響、本取引後の経営方針の内容や足許の株価動向を踏まえ、公開買付者らとの間で以下のとおり、特別委員会の主導のもと、協議・検討を重ね、また、交渉を行ってきました。

具体的には、2025年7月15日に公開買付者より初期的意向表明書を受領した後、本特別委員会における検討・協議を進め、本特別委員会は、2025年8月28日、公開買付者に対して本取引を提案するに至った経緯及び理由、当社の事業環境及び経営課題、本取引のメリット及びデメリット、本取引後の

経営体制・経営方針、本取引の条件等を含む質問事項を送付し、2025年9月4日、当該質問について書面による回答を受領しました。なお、当社は、2025年9月5日開催の特別委員会において、本取引を提案するに至った経緯及び理由、当社の事業環境及び経営課題、本取引のメリット及びデメリット、本取引後の経営体制・経営方針、本取引の条件等について公開買付者から直接回答の説明を受けるとともに、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的な内容等について質疑応答を行いました。また、2025年9月11日に主に本取引後の経営方針に関する追加の質問事項を公開買付者に送付の上、2025年9月24日に、当該質問について書面による回答を受領しました。

また、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）については、2025年10月7日に、公開買付者から当社株式に対する公開買付価格を1株当たり431円、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）を、いずれも1円（以下、総称して「第1回提案価格」といいます。）とする初回の提案を書面にて受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、西村あさひ、日比谷中田、ロタンダコンサルティング、マクサス・コーポレートアドバイザリー、AGS FASからの助言を踏まえ、第1回提案価格は、当社及び本特別委員会の第三者算定機関による当社株式価値の初期的試算結果、及び近年の類似事例におけるプレミアム水準等を踏まえ、当社取締役会及び本特別委員会として、当社の少数株主保護の観点並びに当社及び本特別委員会としての説明責任を果たす観点から全く十分な価格ではないとの結論に至ったとして、当社株主に対して合理的であると説明ができる条件となるよう、第1回提案価格の引き上げについて検討を求めるとの要請を行いました。また、本新株予約権買付価格については、引き続き検討の上、次回以降の提案時にあわせて回答する旨の回答を行いました。その後、当社は、2025年10月23日に、公開買付者から当社株式に対する公開買付価格を1株当たり510円、新株予約権買付価格を、いずれも1円（以下、総称して「第2回提案価格」といいます。）とする提案を書面にて受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、西村あさひ、日比谷中田、ロタンダコンサルティング、マクサス・コーポレートアドバイザリー、AGS FASからの助言を踏まえ、第2回提案価格は、当社及び本特別委員会の第三者算定機関による当社株式価値の現状の試算状況、近年の類似事例におけるプレミアム水準、過去の株価水準、及び、当社の純資産の状況その他の事情を踏まえ、第1回提案価格よりも一定程度の価格引上げを行っていただいたと評価できるものの、当社及び本特別委員会としては、依然として、当社の少数株主保護の観点並びに当社及び本特別委員会としての説明責任を果たす観点から十分な価格ではないとの結論に至ったとして、第2回提案価格の引き上げについて検討を求めるとの要請を行いました。また、本新株予約権買付価格については、引き続き検討の上、次回以降の提案時にあわせて回答する旨の回答を行いました。その後、当社は、2025年10月29日に、公開買付者から当社株式に対する公開買付価格を1株当たり541円、新株予約権買付価格を、いずれも1円（以下、総称して「第3回提案価格」といいます。）とする提案を書面にて受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、西村あさひ、日比谷中田、ロタンダコンサルティング、マクサス・コーポレートアドバイザリー、AGS FASからの助言を踏まえ、第3回提案価格は、当社及び本特別委員会の第三者算定機関による当社株式価値の現状の試算状況、近年の類似事例におけるプレミアム水準、過去の株価水準、及び、当社の純資産の状況その他の事情を踏まえ、第2回提案価格よりも更に追加で一定程度の価格引上げを行っていただいたと評価できるものの、公開買付け及びそれに引き続くスクイーズアウト手続きを経て非公開化される取引においては、少数株主において取引時期を選択できないことから、公開買付価格を含む取引条件については、より慎重な判断が必要となり、当社及び本特別委員会としては、依然として、当社の少数株主保護の観点並びに当社及び本特別委員会としての説明責任を果たす観点から十分な価格ではないとの結論に至ったとして、中長期的に当社株式を継続保有されている少数株主の利益確保の観点も考慮の上で第3回提案価格の引き上げについて検討するよう、要請を行いました。また、本新株予約権買付価格については、買付価格1円とすることに応諾する方向で検討しているとの回答を行いました。その後、当社は、2025年11月4日に、公開買付者から当社株式に対する公開買付価格を1株当たり565円（以下、総称して「第4回提案価格」といいます。）

とする提案を書面にて受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、西村あさひ、日比谷中田、ロタンダコンサルティング、マクサス・コーポレートアドバイザリー、AGS FASからの助言を踏まえ、当社及び本特別委員会の第三者算定機関による当社株式価値の現状の試算状況、近年の類似事例におけるプレミアム水準、過去の株価水準、及び、当社の純資産の状況その他の事情を踏まえ、当社の少数株主保護の観点並びに当社及び本特別委員会としての説明責任を果たす観点から、第4回提案価格の引き上げについて再度検討するよう、要請を行いました。その後、当社は、2025年11月7日に、公開買付者から当社株式に対する公開買付価格を1株当たり581円（以下「最終提案価格」といいます。）とする提案を書面にて受領しました。当社及び本特別委員会は、最終提案価格について、2025年11月11日に、西村あさひ、日比谷中田、ロタンダコンサルティング、マクサス・コーポレートアドバイザリー、AGS FASからの助言を踏まえ、当社としての意見表明に関する正式決定は、2025年11月12日に開催予定の取締役会の決議によることを前提として、本公開買付価格を1株当たり581円及び本新株予約権買付価格を1個当たり1円とすることに応諾する旨の回答をいたしました（最終提案価格に対する当社の判断については下記を、本特別委員会の判断については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をそれぞれご参照ください。）。

さらに、当社は、リーガル・アドバイザーである西村あさひから、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2025年11月11日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました。本答申書の詳細については、本意見表明プレスリリースの別添1の内容をご参照ください。なお、当社は、本特別委員会より、本答申書と併せて、2025年11月11日付で本特別委員会がAGS FASから提出を受けた当社株式の株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（AGS FAS）」といいます。）及び本公開買付価格の公正性に関する意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出を受けております（本株式価値算定書（AGS FAS）及び本フェアネス・オピニオンの概要については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」をご参照ください。）。

その上で、当社は、リーガル・アドバイザーである西村あさひから受けた法的助言及び第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーから取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（マクサス・コーポレートアドバイザリー）」といいます。）の内容、並びに本株式価値算定書（AGS FAS）及び本フェアネス・オピニオンを踏まえつつ、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか、本取引は公正な手続を通じて行われることにより一般株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、以下の点等を踏まえると、本取引が当社グループの企業価値向上に資するものであると考えるに至りました。

当社は、国内において、当社グループのメインターゲットである高齢者市場が大幅に縮小することが予想されること、若年層を中心とした近視の増加による「眼の健康」という観点での市場創造が見込まれること等を踏まえた市場の変化に対応するための事業推進を行うことが必要であると考えております。そして、公開買付者は、当社との間の協議・交渉の過程において、当社について激変する事業環境に対応し、グローバルでの激しい競争環境の中で企業価値を向上させるには、A)「顧客志向」の経営理念の浸透、B) 店舗の統廃合と魅力的で競争力のある店舗開発、C) マーチャンダイジングと

製造工程の見直しや最適化による粗利率と回転率の改善、及び競争力の強化、D) 海外事業の再編と強化、E) インバウンド顧客の収益拡大、F) 本部機能の強化とスリム化、G) 「眼鏡店×眼科=『あんしん』」戦略の推進、H) 個々の顧客に「あわせた」情報提供の実施、I) 「あわせる」ことの徹底と進化の施策をスピード感をもって着実に実施することが必要であることを伝達し、当社としても、これらの施策は、当社の中長期的な更なる企業価値向上のために積極的に推進していくべき施策であり、かかる施策の実施には機動的かつ柔軟な経営体制の構築が望ましいと認識しております。

しかしながら、上記の施策は事業構造の大きな転換や新たな取り組みを伴うものであり、当該施策が当社グループの業績に貢献するまでに、相応の時間と戦略的な投資を含む各種先行投資が必要になることを考慮すると、短期的には当社グループの財務状況や業績の悪化をもたらすリスクがあります。加えて、上記の施策は、新規性の高い取組みや中長期的な施策を含み、その効果の発現までには時間を要すると見込まれることから、期待される収益を十分に生み出すためには、一定の不確実性を伴うことを踏まえた取り組みが必要となります。そのため、当社が上場を維持したままこれらの施策を実行した場合には、株価の下落や配当の減少等、当社の株主の皆様に対して多大な悪影響を与える可能性があるものと考えております。

そのため、当社としても、当社の株主の皆様が短期的な悪影響を被ることなく株式を売却できる機会を提供するとともに、中長期的な視点から当社の企業価値を向上させるために、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により当社株式を非公開化し、所有と経営を一致させ、短期的には痛みを伴う変革を、公開買付者、当社、従業員が一丸となって各施策に迅速かつ果敢に取り組むことができる経営体制を構築することこそ、当社の企業価値向上を実現する最良の選択であると判断いたしました。また、当社の代表取締役会長である多根幹雄氏は当社の事業内容を熟知していること、これまで当社グループを牽引してきた実績があること、先見的な事業展開を構想していること、及びこれまでの当社の企業文化や戦略を活かしながら企業価値の向上が図れる具体策を提示したことを踏まえれば、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、多根幹雄氏が中心となって当社の経営と支配の双方を担うことは十分な合理性があると判断いたしました。

また、不応募合意株主は、当社の第3位株主である多根幹雄氏、並びにその親族である多根伸彦氏及び多根嘉宏氏であることから、不応募合意株主が本取引後に当社の株主として残存したとしても、本取引後も当社の経営方針に対して反対がなされることは見込まれないと考えております。このことから、不応募合意株主が本取引後も当社の株主として残ることは、これによって当社の経営に悪影響を与えることが懸念されない一方で、本取引後の安定した株主構成の下で事業を継続することができることから望ましいものと判断しています。

また、公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済資金に充当するために株式会社りそな銀行からの借入れ（以下「本ローン」といいます。）を行うことを予定しているとのことですですが、本ローンに係る諸条件及び財務制限条項等については、当社の事業運営や成長戦略の遂行に支障が生じることのないよう、金融機関と協議の上、当社のキャッシュ・フローや財務状況等を考慮して設定することを想定しているとのことです。当社においても、公開買付者の当該説明を前提とすれば、本ローンに係る諸条件及び財務制限条項等については、本事業計画（下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(i) 算定の概要」において定義します。）を踏まえても、当社の事業運営に影響を与えるものではないと判断しております。

なお、当社が当社株式の非公開化を行った場合には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として当社が享受してきた社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保並びに取引先の拡大や既存株主である取引先との関係性等に影響を及ぼす可能性が考えられます。しかしながら、資金調達の面では、当社の現在の財務状況を

考慮すると、当面の間、エクイティ・ファイナンスの必要性は高くないと考えられる上、当社と金融機関等との関係を踏まえると、当社の事業に必要な資金を確保することは十分に可能であると見込まれること、また、人材採用や取引先の拡大の面では、当社がこれまで培ってきたブランド力・知名度により、当社株式の非公開化が人材確保及び取引先の拡大や既存取引先との関係性に与える影響は大きくないと考えられることから、非公開化のデメリットは限定的であると考えております。

加えて、本取引によって上場維持コスト及び上場維持のための業務負担が軽減されることにより、経営資源の更なる有効活用を図ることが可能になれば、長期的な視点での企業価値の向上を図ることができるものと考えております。

したがって、当社取締役会は、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断いたしました。

また、本公開買付価格は、当社の2025年9月30日現在の連結簿価純資産額である33,770百万円（十万の位を四捨五入しております。）から新株予約権61百万円（十万の位を四捨五入しております。）及び非支配株主持分557百万円（十万の位を四捨五入しております。）を控除した、普通株式に係る期末の連結純資産である33,152百万円（十万の位を四捨五入しております。）を、自己株式控除後の発行済株式総数（56,591,400株）で割ることにより算出した1株当たり連結純資産額である586円（小数点以下を四捨五入しております。）のディスカウントを下回っているものの、仮に当社が事業の清算を行う場合、現金及び預金並びに有価証券は換金が可能である一方、棚卸資産の一括処分等に伴う相応の減価が発生すること等を考慮すると、簿価純資産額と同額で換価されるわけではなく、現実的には相当程度に毀損することが想定されるため（但し、当社としては、当社の清算が予定されているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得や具体的な試算は行っておりません。）、1株当たり連結簿価純資産額が当社株式の公正価値の最低価格になるという考え方は採用し難いと考えております。また、連結簿価純資産額は当社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、事業の清算を前提とした評価手法を重視することは継続企業である当社の株式価値算定においては合理的ではないと考えております。

加えて、本新株予約権買付価格について、本新株予約権は、当社の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、その権利行使の条件として、権利行使時においても、当社グループの取締役、監査役又は従業員の地位にある場合又は当社グループの取締役及び監査役を任期満了により退任した場合、若しくは定年退職その他正当な理由のある場合等、諸般の事情を考慮のうえ、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合に限り行使できることとされており、仮に公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使することができないこと等を考慮し、本新株予約権買付価格をいずれも1円とすることが不合理とはいえないと判断しております。

以上を踏まえ、当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。

当社は、このような協議・検討の過程において、本公開買付けについて、本公開買付価格及び本公開買付けを含む本取引に係るその他の諸条件は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「②1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理（端数処理）の方法に関する事項、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」の「(v) 端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」に記載のとおり、当社の株主の皆様にとつて妥当であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上より、当社は、2025年11月12日開催の当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様に対しては、本新株予約権買付価格は1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、当社取締役会における決議の方法については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしましたが、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得することができず、本公開買付けの成立により公開買付者らが所有するに至った当社の議決権の数が当社の総株主の議決権の数の90%未満にとどまったことから、当社は、公開買付者から、本株式併合（以下に定義します。）の実施の要請を受けました。

当社は、本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと等を踏まえ、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、かかる公開買付者からの要請を受け、2026年2月4日付の当社取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者らのみとするために、当社株式11,603,098株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施することを決議いたしました。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者らのみとする目的とする本取引の一環として行われるものであることに鑑み、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者が買い取ることを予定しております。

なお、本公開買付けの結果、公開買付者ら以外に、これらの株主がそれぞれ所有する当社株式の数のうち最も少ない数以上の当社株式を所有する当社の株主が存在することになったことを受け、本不応募合意株主は、公開買付者との間で当社株式についての消費貸借契約を締結し、本株式併合の効力発生前の時点を効力発生時として、貸主となる本不応募合意株主の所有する当社株式の全部を無償で借り受ける取引を実施する予定とのことです。

なお、本株式併合により、公開買付者ら以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

2. 株式併合の要旨

（1）株式併合の日程

臨時株主総会基準日公告日	2026年1月8日（木曜日）
臨時株主総会基準日	2026年1月23日（金曜日）
取締役会決議日	2026年2月4日（水曜日）
本臨時株主総会開催日	2026年3月6日（金曜日）（予定）
整理銘柄指定日	2026年3月6日（金曜日）（予定）
最終売買日	2026年3月27日（金曜日）（予定）
上場廃止日	2026年3月30日（月曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026年4月1日（水曜日）（予定）

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、11,603,098株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

58,015,485株

④ 効力発生前における発行済株式総数

58,015,490株（自己株式を含む）

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

5株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

19株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金額の額

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者ら以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第235条第1項の規定により当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年3月31日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である581円を乗じた金額に相当する金額が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付されることが見込まれる金額の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付されることが見込まれる金額の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

本株式併合は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、公開買付者及び当社は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意

思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、下記「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を実施しております。

② 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理（端数処理）の方法に関する事項、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」をご参照ください。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

株式会社ルネット

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金を、株式会社りそな銀行からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が提出した融資証明書を確認することによって、公開買付者における資金が確保されていることを確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は生じておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、公開買付者による本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年4月中旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しえますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年5月中旬を目途に当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2026年7月上旬から同月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年3月31日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

(v) 端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主の皆様に交付されることが見込まれる金銭の額は、上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である2026年3月31日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式

の数に本公開買付価格と同額である581円を乗じた金額となる予定です。

当社は、主に下記 (a) 乃至 (e) の点から、本公開買付けについて、本公開買付価格及び本公開買付けを含む本取引に係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。

(a) 本公開買付価格が、下記「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている本株式価値算定書（マクサス・コーポレートアドバイザー）における当社株式の株式価値算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果のレンジの上限を上回る価格であり、かつ、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の算定結果のレンジ内であること。

(b) 本公開買付価格が、下記「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載されている本株式価値算定書（AGS FAS）における当社株式の株式価値算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限を上回る価格であり、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジ内であること。また、本特別委員会が、AGS FASから、本公開買付価格である1株当たり581円は当社の一般株主にとって財務的見地から公正なものである旨の本フェアネス・オピニオンを取得していること。

(c) 本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年11月11日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値の368円に対して57.88%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値356円に対して63.20%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値394円に対して47.46%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値341円に対して70.38%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であり、当該プレミアム水準は、経済産業省が策定した「公正なM&Aの在り方にに関する指針」の公表日である2019年6月28日以降、2025年11月11日までの間に公表され成立した非公開化を目的としたマネジメント・バイアウト（MBO）事例94件（プレミアム水準の平均値は、公表日の前営業日が45.78%、直近1ヶ月間が48.72%、直近3ヶ月間が51.56%、直近6ヶ月間が52.09%であり、プレミアム水準の中央値は、公表日の前営業日が42.33%、直近1ヶ月間が45.26%、直近3ヶ月間が46.46%、直近6ヶ月間が48.57%。）と比較すると、それを上回る水準となっており、本公開買付価格に付されたプレミアムは相応のプレミアムが付されていると認められること。

(d) 本公開買付価格は、当社の2025年9月30日現在の連結簿価純資産である33,770百万円（十万の位を四捨五入しております。）から新株予約権61百万円（十万の位を四捨五入しております。）及び非支配株主持分557百万円（十万の位を四捨五入しております。）を控除した、普通株式に係る期末の連結純資産である33,152百万円（十万の位を四捨五入しております。）を、自己株式控除後の発行済株式総数（56,591,400株）で割ることにより算出した1株当たり連結純資産額である586円（小数点以下を四捨五入しております。本公開買付価格との比較で約0.85%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）のディスカウント）を下回っているものの、仮に当社が事業の清算を行う場合、現金及び預金並びに有価証券は換金が可能である一方、棚卸資産の一括処分等に伴う相応の減価が発生すること等を考慮すると、簿価純資産額と同額で換価されるわけではなく、現実的には相当程度に毀損することが想定されるため（但し、当社としては、当社の清算が予定されているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得や具体的な試算は行っておりません。）、1株当たり連結簿価純資産額が当社株式の公正価値の最低価格になるという考え方は採用し難いと考えられること。また、連結簿価純資産額は当社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではな

いため、事業の清算を前提とした評価手法を重視することは継続企業である当社の株式価値算定においては合理的ではないと考えられること。

(e) 下記「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が実施された上で、当社及び本特別委員会は、公開買付者との間で本公開買付価格に係る交渉を複数回にわたり行い、かかる交渉の結果として、本公開買付価格が、第1回提案価格（1株当たり431円）よりも1株当たり150円（第1回提案価格の34.80%）引き上げられた価格で提案されたこと。

以上に加えて、当社は、2025年11月12日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をした後、本臨時株主総会の招集を決議した2026年2月4日付の当社取締役会の開催時点に至るまでに、本公開買付価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(i) 本公開買付け

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、公開買付者は、2025年11月13日から2025年12月25日までの30営業日を公開買付期間とする本公開買付けを実施しました。本公開買付けの結果、2026年1月6日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、公開買付者は当社株式42,628,323株（所持割合：73.20%）を所有するに至りました。

(ii) 剰余金の配当の不実施

当社は、2025年11月12日付「2026年3月期の期末配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、同日開催の当社取締役会において、2026年3月期の期末配当を行わないことを決議しております。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

(iii) 自己株式の消却

当社は、2026年2月4日付の当社取締役会において、2026年3月31日付で当社の自己株式10,284株を消却することを決定いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、自己株式の消却後の当社の発行済株式総数は、58,015,490株となります。

(2) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、当社の株主を公開買付者らのみとするため、本臨時株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件として、本株式併合を実施し、その結果、当社株式は東京証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

日程といたしましては、2026年3月6日から2026年3月29日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年3月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、当社株式を非公開化することが、当社の更なる企業価値の向上に資するとの結論に至ったためです。

③ 一般株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社は、2025年11月11日付で、本特別委員会より、本取引は当社の一般株主にとって公正なものであると考えられることを内容とする答申書の提出を受けております。

(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト (MBO) に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあると考え、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、公開買付者及び当社において、以下の措置を講じていることから、当社の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

また、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定期間の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者ら及び当社グループから独立したファイナンシャル・アドバイザーとして、ロタンダコンサルティング及びマクサス・コーポレートアドバイザリーに対して、ファイナンシャル・アドバイザリー業務を依頼し、また、第三者算定機関としてマクサス・コーポレートアドバイザリーに対して、当社株式の価値算定を依頼し、2025年11月11日付で本株式価値算定期間書（マクサス・コーポレートアドバイザリー）を取得しております。なお、当社は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、マクサス・コーポレートアドバイザリーから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、ロタンダコンサルティング及びマクサス・コーポレートアドバイザリーは、公開買付者ら及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係るロタンダコンサルティング及びマクサス・コーポレートアドバイザリーに対する報酬には、それぞれ、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりロタンダコンサルティングを当社のファイ

ナンシャル・アドバイザーとして、また、マクサス・コーポレートアドバイザリーを当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

(ii) 算定の概要

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価平均法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて当社の株式価値を算定しております。マクサス・コーポレートアドバイザリーが上記の手法に基づき算定した当社株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法：341円～394円

DCF法 : 475円～604円

市場株価平均法では、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年11月11日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値368円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値356円、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値394円及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値341円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を341円～394円と算定しております。

DCF法では、眼鏡の販売単価の低価格化が進行している事業環境においても、顧客体験を経営の中心とし、価格訴求だけではなく顧客本位のサービス提供を通じた価値訴求による将来の成長を目指すための各施策を勘案の上で、当社が作成した事業計画（以下「本事業計画」といいます。）を基に、2026年3月期から2028年3月期までの3期分の本事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が2026年3月期第3四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を475円～604円と算定しております。なお、割引率は加重平均資本コスト（WACC: Weighted Average Cost of Capital）とし、6.6%～8.6%を採用しております。資本コストの計算にあたっては、当社の企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、国内外のインフレ率及び当社が属する業界の成長率等を踏まえて永久成長率は0.0%～1.0%として、継続価値を12,016百万円～19,485百万円と算定しております。

マクサス・コーポレートアドバイザリーが、DCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。当該財務予測については、その内容及び重要な前提条件並びに策定経緯等について当社から本特別委員会及びマクサス・コーポレートアドバイザリーに対して詳細な説明を行い、質疑応答を行った上で、これらの合理性について本特別委員会の確認及び承認を受けております。また、当該財務予測においては、大幅な増減を見込んでいる事業年度は含まれておりません。なお、2027年3月期の営業利益等については、2026年3月期（6ヶ月）の営業利益等と比較すると大幅に増加していますが、2026年3月期（12ヶ月）と比較した場合には大幅な増加に該当しません。また当社の保有する現預金は、当社における過去の資金繰り実績等を総合的に考慮し推計した事業用現預金を控除して非事業用資産として加算し、当社の保有する投資有価証券は、事業運営上必要なものを除き非事業資産として加算しております。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味されておりません。

(単位：百万円)

	2026年3月期 (6ヶ月)	2027年3月期	2028年3月期
売上高	25,292	52,273	53,361
営業利益	182	1,842	2,223
E B I T D A	773	3,032	3,412
フリー・キャッシュ・ フロー	△118	677	830

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、当社株式の株式価値の算定に際して、公開情報及び当社から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。当社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。本事業計画については、当社の多根幹雄氏を除く経営陣により算定期点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、マクサス・コーポレートアドバイザリーの算定期は2025年11月11日までにマクサス・コーポレートアドバイザリーが入手した情報及び経済条件を反映したものです。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するために、公開買付者ら及び当社グループから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。なお、西村あさひは、公開買付者ら及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しております。また、本特別委員会において、西村あさひを当社のリーガル・アドバイザーとすることについて承認しております。また、西村あさひの報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在することを踏まえ、2025年7月25日開催の当社取締役会決議に基づき、本公開買付けを含む本取引における当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客觀性を確保することを目的として、公開買付者ら及び当社グループ並びに本公開買付けの成否から独立した、西村善朗氏（当社社外取締役（監査等委員））、佐田俊樹氏（当社社外取締役（監査等委員））及び藤波由剛氏（バリュエーション業務に従事する専門家であり、本取引の検討を行う専門性・適格性を有すると考えられる外部有識者として、ロタンダコンサルティングより推薦を受けた社外有識者、プリンシップズ株式会社 代表取締役CEO）の3名によって構成される本特別委員会を設置いたしました。当社は、当初から上記3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の互選により、藤波由剛氏を本特別委員会の委員長として選定しております。なお、本特別委員会の委員のうち、藤波由剛氏は当社の役員ではありませんが、当社は、藤波由剛氏が長年にわたりM&A取引及び企業価値評価に関する職務に携わり、その経験を通じて培った専門家としての豊富な経験及び知見を有する社外有識者として、本特別委員会の委員に相応しい人物であると考えております。また、本特別委員会の委員のうち、西村善朗氏は2015年7月から2019年5月ま

で、公開買付者の監査役を務めていたものの、当社は、西村善朗氏は公開買付者における職務が業務執行の監査を担う監査役であったこと、西村善朗氏は本特別委員会設置の約6年前には公開買付者の監査役を退任し、現在公開買付者との間で取引関係がないことに鑑みて西村善朗氏の独立性には問題がなく、また、西村善朗氏は当社の事業への理解が深いため、本特別委員会の委員に相応しい人物であると考えております。加えて、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定の報酬を支払うものとしております。

そして、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、①本取引の目的の正当性・合理性、②本取引の取引条件の公正性、③本取引に係る手続の公正性、④本取引を行うことは当社の一般株主にとって公正であるか、並びに⑤本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非について検討し、当社取締役会に意見を述べること（上記①乃至⑤の事項を「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

また、本特別委員会への諮問にあたり、当社取締役会は、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の意見を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこととし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は本取引に賛同しないこととする旨を決議しております。併せて、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a) 特別委員会の財務アドバイザー・第三者評価機関や法務アドバイザー（以下「アドバイザー等」といいます。）を選任し、または、当社のアドバイザー等を指名もしくは承認する権限、(b) 当社の取締役、従業員その他特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な事項について説明を求める権限、及び (c) 必要に応じて、本取引の取引条件等の交渉を行う権限をそれぞれ付与しております。

本特別委員会は、2025年7月29日から2025年11月11日まで合計13回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的、経営環境、本事業計画、経営課題等に関する説明を受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、公開買付者らから、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、本取引の諸条件等について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、公開買付者らとの交渉過程への関与方針として、直接の交渉は当社のファイナンシャル・アドバイザーであるロタンダコンサルティング及びマクサス・コーポレートアドバイザリーが当社の窓口として行うこととしつつ、本特別委員会は、適時に交渉方針に関して意見を述べ、交渉担当者に対して指示・要請を行うことなどにより、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができることを確認しております。

そして、本特別委員会は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社が、2025年10月7日に公開買付者から本公開買付価格を1株当たり431円及び本新株予約権買付価格を1株当たり1円とする提案を受領して以降、第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーによる当社株式の価値算定の結果、ファイナンシャル・アドバイザーであるロタンダコンサルティング及びマクサス・コーポレートアドバイザリーによる公開買付者らとの交渉方針等を含めた助言、また、西村あさひからの特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容についての助言を踏まえ、公開買付者らの影響を排除した公正な手続によって本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の検討を重ね、ロタンダコンサルティング及びマクサス・コーポレートアドバイザリーを通じて、取引条件に関する公開買付者との交渉過程に実質的に関与してまいりました。本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議・検討した結果、2025年11月11日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本答申書を提出いたしました。

④ 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うに当たり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性を確保するために、公開買付者ら及び当社グループ並びに本取引の成否のいずれからも独立した第三者算定機関であるAGS FASに対して、当社株式の株式価値の算定及び本公開買付価格の財務的観点からの公正性についての意見表明を依頼し、2025年11月11日付で本株式価値算定書(AGS FAS)及び本フェアネス・オピニオンを取得しております。なお、AGS FASは、公開買付者ら及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。また、AGS FASの報酬は、本取引の成否にかかわらず、支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

(ii) 算定の概要

AGS FASは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価法を、また、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法をそれぞれ算定方法として採用し、当社株式の株式価値の算定を行いました。AGS FASによれば、上記の各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	: 341円～394円
DCF法	: 477円～622円

市場株価法では、本公開買付けに対する意見表明に係る当社取締役会決議日の前営業日である2025年11月11日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値368円、直近1ヶ月間の終値単純平均値356円、直近3ヶ月間の終値単純平均値394円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値341円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を341円から394円までと算定しております。

DCF法では、眼鏡の販売単価の低価格化が進行している事業環境においても、顧客体験を経営の中心とし、価格訴求だけではなく顧客本位のサービス提供を通じた価値訴求による将来の成長を目指すための各施策を勘案の上で、当社が作成した本事業計画を基に、2026年3月期から2028年3月期までの3期分の本事業計画における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年3月期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を477円から622円までと算定しております。なお、割引率は加重平均資本コスト(WACC: Weighted Average Cost of Capital)を採用し、5.04%～7.04%としております。継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は日本の物価上昇率を基に0.5%～1.5%とし、継続価値を11,992百万円から23,006百万円と算定しております。

本事業計画には、対前年度比較において大幅な増減及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025年3月期に出店にかかる設備投資額が多額になされている一方、2026年3月期の設備投資が相対的に抑制されているため、2025年3月期対比で2026年3月期のフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加が見込まれております。2027年3月期は、一過性の新規システム投資による支出増が見込まれていることから、2026年3月期対比で2027年3月期のフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少が見込まれております。また、2028年3月期は相対的な設備投資額の減少と営業利益の改善により、2027年3月期対比で2028年3月期のフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加が見込まれております。なお、2027年3月期の営業利

益等については、2026年3月期（6ヶ月）の営業利益等と比較すると大幅に増加しておりますが、2026年3月期（12ヶ月）と比較した場合には大幅な増加には該当しません。

また、当社の保有する現金預金について、最低限の必要現預金（経常支出の1ヶ月分として、2025年3月期の売上原価及び販売費及び一般管理費の合計額から償却費を控除した額を12で除した額）を除き、残額を非事業資産として、当社の保有する投資有価証券につき純投資目的以外を除き税効果を勘案し非事業資産として加算しております。

AGS FASがDCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることは困難であるため、本事業計画には加味されておりません。

(単位：百万円)

	2026年3月期 (6ヶ月)	2027年3月期	2028年3月期
売上高	25,292	52,272	53,360
営業利益	182	1,843	2,223
EBITDA	860	3,021	3,400
フリー・キャッシュ・フロー	△1	414	943

AGS FASは、当社株式の株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。AGS FASは、当社株式の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGS FASに対して未開示の事実はないこと等を前提としております。当社及び当社の関係会社の全ての資産及び負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGS FASは、提供された本事業計画その他将来に関する情報が、2025年11月11日現在において当社の経営陣による最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、その実現可能性について独自に検証は行わず、これらの事業計画に依拠しており、その内容及び基礎となる仮定に関して何らの意見を表明するものではありません。AGS FASの算定は、2025年11月11日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

(iii) 本フェアネス・オピニオンの概要

本特別委員会は、2025年11月11日付で、AGS FASから、本公開買付価格581円が当社の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを取得しております（注6）。本フェアネス・オピニオンは、本事業計画に基づく当社株式の価値算定結果等に照らして、本公開買付価格581円が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、AGS FASが、当社から、当社グループの事業の現状、事業見通し等の開示を受けるとともに、それに関する説明を受けた上で実施した当社株式の価値算定結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る当社及び本特別委員会との質疑応答、AGS FASが必要と認めた範囲内での当社グループの事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにAGS FASにおける社内審査を経て提出しております。

(注6) AGS FASは、本フェアネス・オピニオンの作成に際して、当社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした

全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。AGS FASは、当社株式の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGS FASに対して未開示の事実はないこと等を前提としております。

AGS FASは、当社及び当社の関係会社の全ての資産及び負債（簿外資産及び負債、他の偶発債務を含み、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行なっておりません。AGS FASは、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、会社法の特別清算その他の倒産処理手続に適用される法律に基づいて当社の支払能力又は公正価値を評価しておりません。

AGS FASは、提供された事業計画その他将来に関する情報が、本フェアネス・オピニオンの作成時点において当社の経営陣による最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、その実現可能性について独自に検証は行わず、これらの事業計画に依拠しており、その内容及び基礎となる仮定に関して何らの意見を表明するものではありません。

AGS FASは、本フェアネス・オピニオンの作成に際して、当社から情報の提供又は開示を受けられず、その他の方法によってもAGS FASが評価の基礎として使用できなかったものについては、AGS FASは、当社の同意のもとで、AGS FASが合理的かつ適切と考える仮定を用いております。かかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが当社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、AGS FASは独自の検証を行っておりません。

本フェアネス・オピニオンは、本公開買付価格の決定の基礎となる各前提事実若しくは仮定、又は当社の本公開買付けに関する意思決定について意見を述べるものではありません。本フェアネス・オピニオンは、当社が本公開買付けに関する意見を表明するに際しての検討に供する目的で、本公開買付価格の公正性に関する意見を財務的見地から表明したものであることから、本公開買付けの代替的な選択肢となり得る取引との相対的優位性については言及しておらず、本公開買付け実行の是非についての意見を述べるものではありません。

本フェアネス・オピニオンは、当社取締役会が本公開買付価格を検討するための参考情報として利用することを唯一の目的として作成されたものであり、当社取締役会以外の第三者に宛てられるものではなく、当該第三者はいかなる目的においても、これを信頼し又はこれに依拠することはできません。本フェアネス・オピニオンは、当社の一般株主に対して本公開買付けに関する議決権等の株主権の行使、当社株式の譲渡又は譲受けその他の関連する事項について何らの推奨又は勧誘を行うものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本公開買付価格が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正であるか否かの意見を表明したものであり、当社の一般株主以外の第三者にとって財務的見地から公正であるか否かの意見を表明することを求められておらず、かつ、意見を表明しておりません。

本フェアネス・オピニオンは、本公開買付価格が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、本フェアネス・オピニオンの作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、同日までにAGS FASに供され又はAGS FASが入手した情報に基づいて、同日時点における意見を表明したものです。今後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、AGS FASはその意見を修正、変更又は補足する義務を負わないものとします。

⑤ 本特別委員会における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者ら及び当社グループから独立した独自のリーガル・アドバイザーとして日比谷中田を選任し、日比谷中田から本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。なお、日比谷中田は、公開買付者ら及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しております。また、日比谷中田の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認

当社は、マクサス・コーポレートアドバイザリーより取得した本株式価値算定書（マクサス・コーポレートアドバイザリー）、西村あさひから得た法的助言を踏まえつつ、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討しました。その結果、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社取締役会は、本公開買付けについて、本公開買付けにより当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2025年11月12日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社取締役（代表取締役会長である多根幹雄氏及び中尾文彦取締役を除く5名）の全員一致で、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、及び、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権買付価格は1円とされていることから、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、多根幹雄氏は、本取引の提案者であるとともに本取引終了後も継続して当社の代表取締役会長として当社の経営にあたることを予定しているため、当該当社取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場において公開買付との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、中尾文彦取締役は、本取引の提案者ではないものの、公開買付者の子会社である株式会社アイディカルの代表者を務めているため、当該当社取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には参加しておりませんが、下記「⑦当社における独立した検討体制の構築」のとおり、本特別委員会からの要請に応じて情報提供を行う範囲で対応しております。さらに、本特別委員会の委員のうち、西村善朗氏は2015年7月から2019年5月まで、公開買付者の監査役を務めていたものの、当社は、西村善朗氏は公開買付者における職務が業務執行の監査を担う監査役であったこと、西村善朗氏は本特別委員会設置の約6年前には公開買付者の監査役を退任し、現在公開買付者との間で取引関係がないこと及び西村善朗氏は当社の事業への理解が深いことに鑑み、西村善朗氏の独立性には問題がないと考えております。

⑦ 当社における独立した検討体制の構築

当社は構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者らから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、代表取締役会長である多根幹雄氏は、本取引の提案者であるとともに本取引終了後も継続して当社の代表取締役会長として当社の経営にあたることを予定していることから、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあるため、本取引に関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。特別委員会を除く当該検討・特別委員会のサポート体制は、全て公開買付者らから独立性の認められる

役職員（そのメンバーは、公開買付者又はその子会社の役職員を兼務しておらず、かつ過去直近5年以内において、公開買付者の役職員の地位を有していたことのない執行役員及び当社従業員）で構成し、これに加えて特別委員会からの当社の全社的な情報の質問や資料の要請に対応するために、当社の取締役（中尾文彦取締役）が本特別委員会からの要請に応じて情報提供を行う範囲で対応しております、2025年11月12日に至るまでかかる取扱いを継続しております。なお、中尾文彦取締役は、公開買付者の子会社である株式会社アイメディカルの代表者を務めておりますが、過去直近7年以内において公開買付者の役職員の地位を有しておらず、かつ、本取引に関する公開買付者らにおける検討に関与しておらず、また、当社の日本事業だけでなく、財務、海外事業を含めた全般的な情報をもっとも詳細・網羅的に把握しております、特別委員会で必要となる情報の提供を行うのに適切であるため、秘密保持に関する誓約書を当社に提出の上、当該対応の範囲で関与しております。

また、当社の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に關与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の確認を得ております。

⑧ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定しているとのことです。このように公開買付期間を法定最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

4. 今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」の「①上場廃止」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、多根幹雄氏は、本取引後も継続して代表取締役会長として当社の経営にあたることを予定しているとのことです。詳細につきましては、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

5. MBO等に関する事項

(1) 「MBO等に係る遵守事項」の適用

本取引は、マネジメント・バイアウト（MBO）に該当するため、本公開買付けには有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用されます。

(2) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

公開買付者は当社の支配株主（親会社）であり、本取引は、支配株主その他施行規則で定める者が関連する取引にも該当します。この点、当社が2025年7月2日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」と

して、支配株主である公開買付者と取引を行う際には、多根幹雄氏は議決に加わることなく、取締役会において報告及び決議を行い、近隣の取引実勢を踏まえながら条件等を決定し、一般的な取引条件で行う旨を示しております。

本株式併合を行うに際しても、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保し、利益相反を回避するための各措置を講じた上で、当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）の全員一致で、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、及び、本新株予約権者の方々に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権買付価格は1円とされていることから、本新株予約権者の方々のご判断に委ねることを決議しており、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考えます。

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(4) 当該取引等が一般株主にとって公正なものであることに関する特別委員会の意見

当社は、2025年11月11日付で、本特別委員会より、本取引は当社の一般株主にとって公正なものであると考えられることを内容とする本答申書の提出を受けております。詳細は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」及び本意見表明プレスリリースの別添1の内容をご参照ください。なお、本答申書は、本株式併合に係る取引を含む本取引に関するものであることから、本株式併合に係る取引を行うに際しては、本特別委員会からの意見を改めて取得しておりません。

IV. 単元株式数の定めの廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなるためです。

2. 廃止予定日

2026年4月1日（水曜日）（予定）

3. 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案及び単元株式数の定めの廃止に係る定款一部変更に係る議案（下記「V. 定款の一部変更について」をご参照ください。）が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

V. 定款の一部変更について

1. 変更の目的

(1) 本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は19株に

減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものです。

- (2) 本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式の売渡請求）の全文を削除し、これら変更に伴う条数の繰り上げ等所要の変更を行うものです。
- (3) 本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、本株式併合の実施に伴って、当社の株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者らのみとなるため、定時株主総会の議決権の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（定時株主総会の基準日）及び第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。なお、当該変更の効力が発生した場合、2026年6月に開催を予定している定時株主総会につきましては、開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年4月1日に効力が発生するものといたします。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2億2,300万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>19株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。	(削除)
(単元未満株式の売渡請求) 第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。	(削除)
(株式取扱規則) 第9条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第7条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。
第10条～第11条 (条文省略)	第8条～第9条 (現行どおり)
(定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年3月31日</u> とする。 ② 前項に定めるほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	(削除)
第13条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)
(電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。	(削除)
第15条～第40条 (条文省略)	第11条～第36条 (現行どおり)
附則 第1条 (条文省略)	附則 第1条 (現行どおり)

以上